

令和5年度北海道一般会計補正予算（第2号）

令和5年度北海道一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ277,628,606千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,151,678,186千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5	地方交付税	542,700,000	95,300,000	638,000,000
	1 地方交付税	542,700,000	95,300,000	638,000,000
7	分担金及び負担金	10,152,426	6,505,962	16,658,388
	1 分担金	2,145,275	736	2,146,011
	2 負担金	8,007,151	6,505,226	14,512,377
8	使用料及び手数料	21,926,244	277,056	22,203,300
	1 使用料	12,217,463	212,548	12,430,011
	2 手数料	665,116	1,294	666,410
	3 証紙収入	9,043,665	63,214	9,106,879
9	国庫支出金	415,173,667	39,841,076	455,014,743
	1 国庫負担金	81,461,251	17,596,464	99,057,715
	2 国庫補助金	329,021,154	22,195,118	351,216,272

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 委託金	4,691,262	49,494	4,740,756
10 財産収入		5,910,887	23,164	5,934,051
	1 財産運用収入	3,163,664	2,620	3,166,284
	2 財産売却収入	2,747,223	20,544	2,767,767
11 寄附金		747,574	576,800	1,324,374
	1 寄附金	747,574	576,800	1,324,374
12 繰入金		37,376,382	36,981,510	74,357,892
	1 特別会計繰入金	7,125,128	7,010,449	14,135,577
	2 基金繰入金	30,251,254	29,971,061	60,222,315
13 諸収入		359,967,782	21,934,638	381,902,420
	3 貸付金収入	344,757,092	17,739,895	362,496,987
	5 収益事業収入	5,327,668	2,736,000	8,063,668
	6 雑収入	5,507,032	1,458,743	6,965,775
14 道債		430,815,800	76,188,400	507,004,200

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 道 債	430,815,800	76,188,400	507,004,200
歳 入	合 計	2,874,049,580	277,628,606	3,151,678,186

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,275,466	63,990	3,339,456
	1 議 会 費	3,275,466	63,990	3,339,456
2 総 務 費		282,142,073	22,329,006	304,471,079
	1 総 務 管 理 費	75,926,276	1,145,126	77,071,402
	2 徴 税 費	184,698,999	44,416	184,743,415
	3 学 事 宗 務 費	13,063,284	20,413,343	33,476,627
	4 防 災 費	2,208,723	510,906	2,719,629
	5 原子力安全対策費	1,403,371	31,830	1,435,201
	6 危 機 管 理 費	2,936	1,924	4,860
	7 領土復帰対策費	749,124	128,756	877,880
	8 会 計 管 理 費	429,121	52,705	481,826
3 総 合 政 策 費		57,633,761	30,002,234	87,635,995
	1 総 合 政 策 管 理 費	3,919,280	114,346	4,033,626

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 官民連携推進費	41,921	343,873	385,794
	3 政策費	5,995	13,435	19,430
	4 計画費	3,471,442	11,511	3,482,953
	5 国際交流費	192,342	169,827	362,169
	6 次世代社会戦略費	18,531,458	282,493	18,813,951
	7 地域創生費	1,416,610	4,671,384	6,087,994
	8 地域行政費	15,551	2,875,969	2,891,520
	9 交通政策費	24,526,592	19,982,323	44,508,915
	10 航空港湾費	5,512,570	1,537,073	7,049,643
4 環境生活費		14,209,707	11,678,283	25,887,990
	1 環境生活管理費	2,105,288	182,900	2,288,188
	2 環境政策費	6,158,733	37,472	6,196,205
	3 循環型社会推進費	2,319,023	10,608	2,329,631
	4 自然環境費	369,652	144,220	513,872

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 野生動物対策費	388,556	8,494	397,050
	6 ゼロカーボン戦略費	10,361	9,699,873	9,710,234
	7 気候変動対策費	102,515	163,820	266,335
	8 道民生活費	351,551	131,886	483,437
	9 消費者安全費	366,582	15,867	382,449
	10 文化振興費	1,110,365	255,195	1,365,560
	11 スポーツ振興費	457,232	796,107	1,253,339
	12 アイス政策費	469,849	231,841	701,690
5 保健福祉費		454,713,879	102,249,373	556,963,252
	1 保健福祉管理費	25,122,032	212,588	25,334,620
	2 地域医療費	12,119,107	7,134,311	19,253,418
	3 医務薬務費	2,182,196	1,997,549	4,179,745
	4 地域保健費	4,894,225	4,736,036	9,630,261
	5 国保医療費	80,760,355	31,477,275	112,237,630

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 食品衛生費	711,921	45,392	757,313
	7 感染症対策費	102,732,652	5,132,893	107,865,545
	8 地域福祉費	22,407,454	16,808,299	39,215,753
	9 障がい者保健福祉費	65,969,896	12,596,277	78,566,173
	10 高齢者保健福祉費	80,672,107	8,022,322	88,694,429
	11 子ども子育て支援費	56,914,428	14,086,431	71,000,859
6 経 済 費		345,609,724	23,755,292	369,365,016
	1 経 済 管 理 費	4,034,973	77,842	4,112,815
	2 経 済 企 画 費	51,844	△ 27,214	24,630
	3 国 際 経 済 費	67,678	61,879	129,557
	4 食 産 業 振 興 費	271,282	76,260	347,542
	5 観 光 振 興 費	1,652,557	828,256	2,480,813
	6 中 小 企 業 費	313,284,634	21,490,338	334,774,972
	7 産 業 振 興 費	15,864,262	318,130	16,182,392

款	項	補正前の額	補正額	計
	8 環境・エネルギー費	6,973,138	697,254	7,670,392
	9 雇用労政費	473,191	39,486	512,677
	10 産業人材費	2,525,146	193,061	2,718,207
7 農政費		114,809,575	15,006,441	129,816,016
	1 農政管理費	8,390,453	152,594	8,543,047
	2 食品政策費	2,684,471	23,637	2,708,108
	3 農産振興費	12,880,802	1,262,062	14,142,864
	4 畜産振興費	9,929,905	862,622	10,792,527
	5 技術普及費	5,000,068	2,346,259	7,346,327
	6 農業経営費	1,460,996	115,080	1,576,076
	8 農村設計費	16,089,572	2,846	16,092,418
	9 農業農村整備事業費	53,896,562	450,550	54,347,112
	10 農業施設管理費	2,368,637	9,785,538	12,154,175
	11 農村計画費	39,598	5,253	44,851

款	項	補正前の額	補正額	計
8	水産林務費	56,187,446	6,183,844	62,371,290
	1 水産林務管理費	6,693,242	102,477	6,795,719
	2 水産経営費	3,246,512	51,437	3,297,949
	3 水産振興費	867,926	54,220	922,146
	4 漁港漁村費	19,330,287	4,246,182	23,576,469
	5 漁業管理費	1,072,187	164,836	1,237,023
	6 林業木材費	3,719,329	54,096	3,773,425
	7 森林計画費	1,048,084	225,040	1,273,124
	8 森林整備費	8,688,350	6,192	8,694,542
	9 治山費	8,533,782	793,843	9,327,625
	10 森林活用費	231,901	20,356	252,257
	11 道有林費	2,755,846	465,165	3,221,011
9	建設費	179,740,899	49,084,011	228,824,910
	1 建設管理費	39,025,493	202,578	39,228,071

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 維持管理防災費	6,337,559	5,254,201	11,591,760
	3 道路橋りょう費	71,221,961	27,371,769	98,593,730
	4 河川費	29,970,284	12,971,243	42,941,527
	5 砂防海岸費	12,491,909	2,523,290	15,015,199
	6 まちづくり推進費	57,966	4,607	62,573
	7 都市環境費	5,464,114	459,787	5,923,901
	8 公園下水道費	8,412,820	83,769	8,496,589
	9 建築指導費	626,742	141,000	767,742
	11 営繕費	6,089,807	71,767	6,161,574
10 警察費		128,018,377	9,562,828	137,581,205
	1 警察管理費	122,547,185	7,111,333	129,658,518
	2 警察活動費	3,432,232	524,533	3,956,765
	3 交通安全施設費	2,038,960	1,926,962	3,965,922
11 教育費		369,202,791	7,556,140	376,758,931

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	28,025,903	1,501,157	29,527,060
	2 小学校費	123,920,838	90,281	124,011,119
	3 中学校費	77,328,465	123,173	77,451,638
	4 高等学校費	85,800,253	3,090,448	88,890,701
	5 特別支援学校費	49,395,513	2,090,550	51,486,063
	6 学校教育費	1,583,617	401,804	1,985,421
	7 社会教育費	1,557,404	217,600	1,775,004
	8 保健体育費	1,590,798	41,127	1,631,925
14 諸支出金		210,643,318	157,164	210,800,482
	1 繰出金	31,211,441	157,164	31,368,605
歳出	合計	2,874,049,580	277,628,606	3,151,678,186

第 2 表

## 債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和5年度北海道中小企業総合支援センター設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	令和5年度から令和15年度まで	30,000	令和5年度から令和15年度まで	60,000
令和5年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和5年度から令和24年度まで	64,893	令和5年度から令和25年度まで	255,665
令和5年度農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	—	—	令和5年度から令和20年度まで	71,309
令和5年度畜産特別支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	—	—	令和5年度から令和30年度まで	37,154
令和5年度畜産経営体質強化支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	令和5年度から令和30年度まで	6,662	令和5年度から令和30年度まで	13,325
令和5年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	令和5年度から令和26年度まで	413,380	令和5年度から令和26年度まで	826,759
令和5年度漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	—	—	令和5年度から令和21年度まで	71,250
令和5年度北海道警察情報管理システム機器の賃借に関する債務負担行為	—	—	令和5年度から令和6年度まで	20,799
令和5年度警察署庁舎改築に係る設計業務の委託に関する債務負担行為	—	—	令和5年度から令和6年度まで	178,044
令和5年度交番、駐在所庁舎の賃借に関する債務負担行為	—	—	令和5年度から令和29年度まで	766,423
警察庁舎非常用電源改修工事に関する債務負担行為	—	—	令和5年度から令和6年度まで	562,215
令和5年度北海道警察運転者管理システム機器の賃借に関する債務負担行為	—	—	令和5年度から令和6年度まで	66,814
令和5年度特別支援学校校舎建設に係る設計業務の委託に関する債務負担行為	—	—	令和5年度から令和6年度まで	16,288

第 3 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総合防災 体制整備費	22,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	29,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
私立学校等 管理運営 対策費	—	—	—	—	87,000	同 上	10%以内	同 上
北海道新幹線 鉄道整備 事業費	19,113,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	32,244,000	同 上	10%以内	同 上
直轄空港 整備費	312,000	同 上	10%以内	同 上	389,000	同 上	10%以内	同 上
空港整備費	405,000	同 上	10%以内	同 上	591,000	同 上	10%以内	同 上
交通企画費	—	—	—	—	600,000	同 上	10%以内	同 上
自然環境 対策費	50,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	80,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
脱炭素社会 推進費	83,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	137,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
中小企業 高度化資金 貸付事業費	112,000	同 上	10%以内	同 上	225,000	同 上	10%以内	同 上
農業改良 普及センター 改築費	127,000	同 上	10%以内	同 上	148,000	同 上	10%以内	同 上
農道整備 特別対策 事業費	209,000	同 上	10%以内	同 上	404,000	同 上	10%以内	同 上
直轄土地改良 事業費	—	—	—	—	7,738,000	同 上	10%以内	同 上
臨時漁港海岸 保全施設整備 特別対策 事業費	126,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	250,000	同 上	10%以内	同 上
臨時治山施設 整備特別対策 事業費	693,000	同 上	10%以内	同 上	1,370,000	同 上	10%以内	同 上
森林整備費	3,273,800	同 上	10%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後に	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	3,696,200	同 上	10%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後に	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
			おいては、 当該見直 し後の利 率)				おいては、 当該見直 し後の利 率)	
直轄特定 漁港漁場 整備事業費	—	—	—	—	3,411,000	財務省その 他からの借 入れ又は知 事の定める 債券の発行 による（他 の地方公共 団体との共 同発行を含 む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
臨時道路整備 特別対策 事業費	16,932,000	財務省その 他からの借 入れ又は知 事の定める 債券の発行 による（他 の地方公共 団体との共 同発行を含 む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。	24,046,000	同 上	10% 以内	同 上
臨時河川整備 特別対策 事業費	3,518,000	同 上	10% 以内	同 上	7,173,000	同 上	10% 以内	同 上
臨時砂防施設 整備特別対策 事業費	523,000	同 上	10% 以内	同 上	1,022,000	同 上	10% 以内	同 上
臨時海岸保全 施設整備特別 対策事業費	514,000	同 上	10% 以内	同 上	1,017,000	同 上	10% 以内	同 上
臨時街路整備 特別対策 事業費	482,000	同 上	10% 以内	同 上	892,000	同 上	10% 以内	同 上
都市公園費	1,089,000	同 上	10% 以内	同 上	1,116,000	同 上	10% 以内	同 上
直轄道路 事業費	—	—	—	—	18,219,000	同 上	10% 以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄河川 事業費	—	—	—	—	8,612,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄砂防 事業費	—	—	—	—	1,119,000	同 上	10%以内	同 上
直轄海岸 事業費	—	—	—	—	137,000	同 上	10%以内	同 上
警察施設 整備費	1,654,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,626,000	同 上	10%以内	同 上
交通安全施設 整備費	468,000	同 上	10%以内	同 上	965,000	同 上	10%以内	同 上
高等学校 施設整備費	5,003,000	同 上	10%以内	同 上	5,215,000	同 上	10%以内	同 上
特別支援学校 施設整備費	2,410,000	同 上	10%以内	同 上	2,449,000	同 上	10%以内	同 上
調整債	—	—	—	—	7,300,000	同 上	10%以内	同 上
合 計	430,815,800				507,004,200			



議 案 第 2 号

令和5年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ423,931千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,049,573千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		32,196	3,883	36,079
	1 一般会計繰入金	32,196	3,883	36,079
2 諸収入		593,446	120,048	713,494
	1 貸付金収入	482,557	97,608	580,165
	2 雑入	110,889	22,440	133,329
3 繰越金		0	300,000	300,000
	1 繰越金	0	300,000	300,000
歳入合計		625,642	423,931	1,049,573

		歳 出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費		625,642	123,931	749,573
	1 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	625,642	123,931	749,573
2 諸 支 出 金		0	300,000	300,000
	1 繰 出 金	0	100,000	100,000
	2 諸 費	0	200,000	200,000
歳 出 合 計		625,642	423,931	1,049,573



議 案 第 3 号

令和5年度北海道中小企業高度化資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）

令和5年度北海道中小企業高度化資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,207,785千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		160,618	150,000	310,618
	1 一般会計繰入金	160,618	150,000	310,618
4 道債		150,000	150,000	300,000
	1 道債	150,000	150,000	300,000
歳入合計		907,785	300,000	1,207,785

		歳 出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	中小企業高度化資金 貸付等事業費	313,577	300,000	613,577
	1 中小企業高度化資金 貸付等事業費	313,577	300,000	613,577
歳 出 合 計		907,785	300,000	1,207,785

第 2 表

## 地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 小 企 業 高 度 化 資 金 貸 付 事 業 費	150,000	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	0.15% 以内	据置期間を含め11年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	300,000	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	0.15% 以内	据置期間を含め11年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

議 案 第 4 号

令和5年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）

令和5年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150,651千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ459,875千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		939	141	1,080
	1 一般会計繰入金	939	141	1,080
2 繰越金		7,265	102,927	110,192
	1 繰越金	7,265	102,927	110,192
3 諸収入		301,020	47,583	348,603
	1 貸付金収入	301,020	47,583	348,603
歳入	合計	309,224	150,651	459,875

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 就農支援資金 貸付等事業費		939	141	1,080
	1 就農支援資金 貸付等事業費	939	141	1,080
3 諸 支 出 金		7,265	150,510	157,775
	1 繰 出 金	2,506	150,510	153,016
歳 出 合 計		309,224	150,651	459,875



議 案 第 5 号

令和5年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ291,369千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ393,111千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		1,732	1,242	2,974
	1 一般会計繰入金	1,732	1,242	2,974
2 繰越金		78,307	221,431	299,738
	1 繰越金	78,307	221,431	299,738
3 諸収入		21,703	68,696	90,399
	1 貸付金収入	21,693	68,696	90,389
歳入	合計	101,742	291,369	393,111

		歳 出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		101,742	101,242	202,984
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	101,742	101,242	202,984
2 諸 支 出 金		0	190,127	190,127
	1 繰 出 金	0	63,376	63,376
	2 諸 費	0	126,751	126,751
歳 出 合 計		101,742	291,369	393,111



議案第6号

令和5年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ363,649千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ493,833千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		1,807	1,898	3,705
	1 一般会計繰入金	1,807	1,898	3,705
2 繰越金		107,025	335,543	442,568
	1 繰越金	107,025	335,543	442,568
3 諸収入		21,352	26,208	47,560
	1 貸付金収入	12,528	26,062	38,590
	2 雑収入	8,824	146	8,970
歳入合計		130,184	363,649	493,833

		歳 出		
		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	林業・木材産業改善 資金貸付事業費	130,184	126,898	257,082
	1 林業・木材産業改善 資金貸付事業費	130,184	126,898	257,082
2	林業就業促進資金 貸付事業費	0	3,751	3,751
	1 林業就業促進資金 貸付事業費	0	3,751	3,751
3	諸 支 出 金	0	233,000	233,000
	1 繰 出 金	0	77,666	77,666
	2 諸 費	0	155,334	155,334
歳 出 合 計		130,184	363,649	493,833



令和5年度北海道電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度北海道電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,785,475千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,404,372千円」に、「再生可能エネルギー等利用推進積立金1,725,804千円」を「再生可能エネルギー等利用推進積立金8,344,701千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 資本的支出	2,805,994千円	6,618,897千円	9,424,891千円
第3項 繰出金	381,103千円	6,618,897千円	7,000,000千円



議案第8号

令和5年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,325,343千円	99,535千円	2,424,878千円
第1項 営業費用	2,201,076千円	99,535千円	2,300,611千円

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為の限度額を次のとおり変更する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
施設運転管理業務等の委託に関する債務負担行為	令和3年度から 令和8年度まで	千円 1,829,000	令和3年度から 令和8年度まで	千円 2,332,000

